

令和7年4月1日

入札参加資格登録者様

会津若松地方広域市町村圏整備組合
管理者 室井 照平
(公印省略)

契約手続に係る押印の見直しについて（通知）

このことについて、行政手続の効率化並びに受注者の皆様の負担軽減を図るため、令和7年4月1日以後の契約締結案件に係る書類の一部について、下記のとおり押印の取扱いを見直しますのでお知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

押印の義務付けを廃止し、記名のみを可とします。ただし、その場合は本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載が必要となります。

- ・ 見積書
- ・ 請書（見積書兼請書を含む。）
- ・ 請求書
- ・ 報告書
- ・ 完了届 等

2 押印義務を継続する主な書類

組合に登録済みの使用印鑑による押印義務を継続する主な書類は以下のとおりです。

- ・ 契約書
- ・ 入札書
- ・ 入札に係る委任状 等

※押印が必要な書類・省略できる書類について不明な場合は、契約担当者にお問い合わせください。

3 留意事項

(1) 押印を省略する場合の条件

組合担当者から記載の連絡先に対し電話により在籍を確認させていただく場合があります。その際、在籍が確認できなかった場合は受理できません。

(2) 押印した書類について

今回の見直しは押印の義務付けを廃止するものですので、これまでどおり代表者印(届出済使用印鑑届)を押印した書類も受理いたします。(押印された書類は、「発行責任者及び担当者」欄の記載は不要です。)

(3) 入札不調時に使用する見積書について

入札における入札書や委任状については、これまでどおり押印の義務を継続しますが、入札不調時に提出いただく「見積書」は押印省略が可能となります。

なお、(1)と同様「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先」の記載は必須としております。記載がない場合は受理できませんのでご注意ください。

(4) 電子メールの使用について

押印を省略できる書類については、電子メールによる提出も可能とします。なお、行き違い等防止のため、電子メールを送信した場合は、送信先の担当課へ電話連絡(メール到着の確認)をお願いします。

(5) 複数枚となった場合の取扱い等について

1の対象書類について、複数枚に及ぶ場合(両面使用はこの限りでない)は、割印(契印)がこれまでどおり必要となります。

(6) 記載内容の訂正について

押印を省略した文書については訂正不可となります。訂正印による訂正を行う場合は、これまでどおり、代表者印(届出済使用印鑑)の押印が必要となります。

4 その他

令和7年4月1日付で契約締結する案件(請求書については、令和7年4月1日以後発行のもの)について本通知に基づく運用を開始します。